

留學生のホストファミリー

AFS（財団法人エイ・エフ・エス日本協会）では、ボランティアとして約1年間、留學生の世話をしてくださる家庭を募集します。皆さんのご協力をお願いします。

対象：市内に在住の方（家族全員が賛成してくれていること） 期間：平成18年3月下旬～平成19年2月初旬 その他：留學生はホストファミリー宅にホームステイしながら地元の高校に通学/留學生の食費などを負担 その他：詳しくは直接お問い合わせください

AFS東三河支所（松井^{まつい}）

(0533)76局4097

☒ ohkeiko@crux.ocn.ne.jp



生活

1月は福祉給付金の申請月

福祉給付金の支払証明書をもちの老人医療受給者（田原地区の方は、受給者番号が2で始まる方/渥美地区の方は、昭和7年10月1日から昭和9年9月30日までに生まれた方で、障害の認定を受けていない方）、乳幼児・障害者・母子家庭等医療を受給されていて入院のあった方は、市役所保険年金課・田原福祉センター・赤羽根支所・渥美支所へ申請してください。

なお、老人保健医療を受給されている方（田原地区：受給者番号が1で始まる方、渥美地区：6で始まる方）のうち、福祉給付金の振込口座の登録が済んでいる方は、手続きの必要はありません。

必要な書類：福祉給付金支払証明書（オレンジ色）または入院時の医療機関の領収書、印鑑、通帳など郵便局以外で振込先のわかるもの

保険年金課 23局3514

FAX 23局0180

急ぐほど 正しく はつきり 110番

110番は、事件・事故が発生したときの緊急電話です。要望・相談や運転免許証の更新手続きなどは、緊急時の妨げとなります。緊急性のない通報は、警察安全相談・各種相談電話（#9110）または田原警察署へご連絡ください。

田原警察署 23局0110

FAX 22局9737



就学支度資金・修学資金のご利用を

愛知県では、高校、大学、専修学校などに入学または在学中のお子さんがある母子家庭を対象に、母子・寡婦福祉資金として貸付けを行っています。

就学支度資金：3万9500円～59万円（入学に必要な資金として/学校種別・公私立・通学方法などによる） 修学資金：月額1万8000円～9万6000円

（修学中の学資などに必要な資金）
利率：無利子 保証人：連帯保証人1名 その他：詳しくは、市役所児童課の母子自立支援員にお問い合わせください

児童課（田原福祉センター）
23局3513 FAX 23局3545

平成21年5月までに「裁判員制度」が開始

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立し、国民の皆さんが裁判員として刑事裁判に参加する「裁判員制度」が導入され、平成21年5月までに実施となります。

「裁判員制度」は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。皆さんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近でわかりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながることが期待されています。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

http://www.courts.go.jp/

名古屋地方裁判所事務局総務課

☎ (052)203局1661